

奈良県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者		訪問看護ステーショ ン等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所		変 更 事 項		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	旧	新	
株式会社 ＵＴケア システム	橿原市新賀 町四五二番 地の一	ユーティ ー訪問看 護ステー ション	橿原市御坊 町一五二	橿原市葛 本町二二 〇一六	橿原市御 坊町一五 二	平成二十八 年五月十六 日
株式会社 ＵＴケア システム	橿原市新賀 町四五二番 地の一	ケアプラ ンセンタ ーユーテ ィー橿原	橿原市御坊 町一五二	橿原市葛 本町二二 〇一六	橿原市御 坊町一五 二	平成二十八 年五月十六 日